第五款　金融サービス

第八・五十八条　適用範囲

1　この款の規定は、金融サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2　第八・二条(r)の規定のこの款の規定への適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(a)　中央銀行若しくは金融当局が行う活動又はその他の公的機関が金融政策若しくは為替政策を遂行するために行う活動

(b)　社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(c)　締約国若しくはその公的機関の勘定のために若しくはこれらの保証の下に又は締約国若しくはその公的機関の財源を使用して公的機関が行うその他の活動

3　第八・二条(r)の規定のこの款の規定への適用上、締約国が自国の金融サービス提供者に対し2(b)又は(c)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、「サービス」には、当該活動を含める。

4　第八・二条(s)の規定は、この款の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

第八・五十九条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスであって、締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(i)　保険及び保険関連のサービス

(A)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(1)　生命保険

(2)　生命保険以外の保険

(B)　再保険及び再再保険

(C)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(D)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

(ii)　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(A)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(B)　全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(C)　ファイナンス・リース

(D)　全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(E)　保証

(F)　自らの又は顧客のために行う次のものの取引（当該取引が取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(1)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(2)　外国為替

(3)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(4)　為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(5)　譲渡可能な有価証券

(6)　その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(G)　全ての種類の有価証券の発行への参加（当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わず、委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(H)　資金媒介業

(I)　資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(J)　金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(K)　その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(L)　(A)から(K)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(b)　「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。

(c)　「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び当該商品が納入される態様を含む。）であって、金融サービス提供者によって一方の締約国の領域においては提供されていないが他方の締約国の領域においては提供されているものをいう。

(d)　「郵便保険事業体」とは、一般公衆に向けて保険の引受け及び販売を行う事業体であって、締約国の郵便事業体が直接又は間接に所有し、又は支配しているものをいう。

(e)　「公的機関」とは、次のものをいう。

(i)　締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって、主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(ii)　中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行する私的機関。ただし、当該機能を遂行している場合に限る。

(f)　「自主規制団体」とは、金融サービス提供者に対して、締約国からの委任により規制権限又は監督権限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

第八・六十条　締約国の領域における新たな金融サービス

1　一方の締約国は、自国の領域に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の領域において新たな金融サービスを提供することを許可する。

2　第八・七条(b)の規定にかかわらず、締約国は、新たな金融サービスを提供することができる法的な形態を決定し、及び新たな金融サービスを提供するための許可を受けることを要求することができる。締約国は、許可を受けることを要求する場合には、信用秩序の維持を理由として当該許可を与えることを拒否することができるが、新たな金融サービスが金融サービス提供者によって当該締約国の領域において提供されていないことのみを理由として拒否することはできない。